

別紙 1

仕 様 書

1 業務名

彦島終末処理場ほかクレーン点検業務

2 実施場所

(1) 彦島処理区

ア 彦島終末処理場

下関市彦島福浦町一丁目 2 8 番 3 1 号

イ 江の浦中継ポンプ場

下関市彦島江の浦町一丁目 1 番 1 号

ウ 福浦中継ポンプ場

下関市彦島福浦町一丁目 8 番 9 号

エ 本村中継ポンプ場

下関市彦島本村町三丁目 1 番 1 号

オ 田の首中継ポンプ場

下関市彦島田の首町一丁目 1 1 番 9 号

カ 弟子待中継ポンプ場

下関市彦島弟子待町二丁目 1 3 番 1 0 号

(2) 筋ヶ浜処理区

ア 筋ヶ浜終末処理場

下関市伊崎町二丁目 2 1 番 1 号

イ 第三中継ポンプ場

下関市上新地町五丁目 1 番 1 3 号

ウ 竹崎中継ポンプ場

下関市竹崎町四丁目 5 番 2 6 号

(3) 山陰処理区

ア 山陰終末処理場

下関市大字垢田字洞の上

イ 綾羅木中継ポンプ場

下関市古屋町二丁目 1 3 番 1 0 号

(4) 山陽処理区

ア 小月啓作排水ポンプ場

下関市小月南町 1 2 3 6 番地

3 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 1 9 日まで

4 業務概要

労働安全衛生法及びクレーン等安全規則に基づく、処理場及びポンプ場に設置されたクレーン（つり上げ荷重 0.5 トン以上 3.0 トン未満）の定期自主検査（年次点検）を行う。

(1) 対象クレーン

別紙 2 「クレーン一覧表」

別図 1 ～ 3 「付近見取図」

(2) 点検月

原則 1 0 月

5 提出書類

(1) 業務完了後に提出する書類

ア 成果報告書

(ア) 点検結果報告書（以下の項目を含む） 1 部

a 安全教育修了証の写し（(社)日本クレーン協会発行）

b 点検完了ステッカーの写し

全処理区、各処理区別に作成すること。

イ 写真（点検前・点検中・完了が確認できるもの） 1 部

全処理区、各処理区別に作成すること。

ウ 業務完了届（以下の項目について記載されたもの） 1 部

(ア) 業務名

- (イ) 契約日
- (ウ) 契約期間
- (エ) 契約額
- (オ) 完了年月日
- (カ) 請求額

提出された完了届に基づく検査に合格した後、支払うものとする。

エ その他発注者が指示するもの

6 注意事項

- (1) 検査項目及び判定基準は「定期自主検査指針」(厚労省告示)によること。また、実施に当たる検査者は「定期自主検査者安全教育要領」(厚労省通達)に基づいた教育(定期自主検査者安全教育)を修了したものであること。
- (2) 関係各種法令を厳守し、安全対策を万全に期すること。
- (3) 業務の実施に際しては、あらかじめ発注者と事前に十分な打合わせを行うこと。
- (4) 業務に必要な機材等は、受注者の負担とする。
- (5) 本業務で発見された不具合(劣化、損傷、汚損等)が原因で、対象設備が本来の機能及び性能を発揮しないおそれがある場合や正常な機能及び性能の発揮の維持が困難と判断された場合、ただちに発注者へ報告するとともに、その対応について協議すること。
- (6) 作業に必要な軽微な電源(AC100V)、清掃などに用いる上水については、棟屋内のコンセント及び近隣の散水栓より支給するが、効率的に作業を行い、その使用は最小限にすること。
- (7) 処理場及びポンプ場の運転に支障を与えないこと。